

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成27年9月18日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 西川委員 今田委員 間野委員 坂本委員 長島委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

平成27年9月18日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

第56回 横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校合同体育祭について
平成26年度「暴力行為」・「不登校」の状況調査結果について
請願等報告（受理番号89、90、92～94 教科書採択に関する要望書）

3 審議案件

教委第19号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について
教委第20号議案 学校運営協議会委員の任命について
教委第21号議案 教職員の人事について
教委第22号議案 教職員の人事について
教委第23号議案 教職員の人事について
教委第24号議案 教職員の人事について
教委第25号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

岡田教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。
はじめに、会議録の承認を行います。8月21日の会議録の署名者は西川委員と長島委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回9月4日の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 9/8 本会議（第1日）議案上程・質疑・付託
- 9/11 本会議（第2日）一般質問
- 9/14 こども青少年・教育委員会

それでは、一般報告をさせていただきます。

まず、市会関係ですが、9月8日、本会議の第1日目、議案上程がありまして、質疑・付託等がございました。

9月11日、本会議2日目、ここでは一般質問が行われました。

9月14日、こども青少年・教育委員会、教育関係の審議が行われました。この中では報告事項として、平成26年度実績横浜市教育委員会点検・評価報告書について、報告をさせていただきました。ほかに、「横浜型配達弁当（仮称）」の実施について、外部人材の活用について、ほか5件について報告をさせていただきました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 9/4 平成27年度横浜市総合教育会議

(2) 報告事項

- 第56回 横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校合同体育祭について
- 平成26年度「暴力行為」・「不登校」の状況調査結果について

次に、教育委員会関係ですが、主な会議等につきましては、9月4日、平成27年度横浜市総合教育会議が行われました。9月4日、横浜市で初めての総合教育会議が林市長の主催により開催され、教育長と教育委員の皆様にご出席していただ

きました。当日は市長から提案された横浜市教育大綱について協議をいたしました。なお、9月7日に教育総合会議での協議を踏まえて市長が横浜市教育大綱を策定し、公表をいたしました。

続いて、報告事項でございます。第56回横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校合同体育祭について、後ほど所管課から説明させていただきます。

続いて、平成26年度「暴力行為」・「不登校」の状況調査結果について、これも後ほど所管課から説明させていただきます。

3 その他

○請願等報告（受理番号89、90、92～94 教科書採択に関する要望書）

その他、請願等報告として、受理番号89、90、92～94、教科書採択に関する要望書等について、後ほど事務局から報告させていただきます。

報告は以上でございます。

岡田教育長

報告が終了いたしました。何か御質問・御意見等はございますでしょうか。

特に御質問がなければ、「第56回 横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校合同体育祭について」、所管課から報告いたします。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川でございます。

それでは、平成27年10月1日に三ツ沢陸上競技場のメイントラックで開催予定の「第56回 横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校合同体育祭について」、その概要を課長から説明いたします。

和内特別支援教育相談課長

特別支援教育相談課長の和内でございます。日頃より特別支援教育に御理解・御協力をいただきまして、ありがとうございます。

本日は10月1日に開催される、第56回となります中学校の個別支援学級・特別支援学校の合同体育祭について、説明させていただきます。開会が9時30分開始となりますが、雨の場合には10月2日、翌日開催となります。場所は三ツ沢のメイントラックになっております。今年度のスローガンが「超絶勝利 ベストを尽くして限界突破」というスローガンに変わりました。

内容ですが、中学校の個別支援学級全校が集まる合同の体育祭となります。個人種目が多いのですが、短距離走やフィールド競技、持久走がございます。チーム戦としましては、400メートルのリレーを行っております。

昨年度から始まりましたけれども、横浜子どもスポーツ基金から御支援いただきまして、今年度につきましてはプラカードですとか、ビブスと呼ばれますゼッケン、それから優勝の盾などの購入費やゲストの招聘とその費用などを助成していただいております。

また、今年度のゲストですけれども、昨年度は走り高跳びの鈴木選手でしたが、今年度は日本体育大学のダブルダッチチームの中で「Wirklich（ヴィルクリッヒ）」というチームをお招きすることとなりました。模範の演技もしていただくのですが、子供たちに実際に飛ぶ体験をしてもらいたいということがございまして、お昼休みになると思いますけれども、演技披露とともに子供たちが体験をするという形になっております。ただ、雨の日、予備日になってしまいますと、スケジュール調整がつかないということでございます。

昨年度も教育委員の皆様を含めまして、経営責任職の皆様にご来場いただきました。今年度、開会日が10月1日、市会の総合審査の日と重なっております。ま

た、雨が降ってしまいますと、翌日が教育委員会の定例会の予定日ということで、なかなか難しいと思っておりますけれども、御都合がございましたら、是非三ツ沢競技場に来ていただき、子供たちの様子、先生方の頑張りの様子を御覧いただければと思っております。実はこの2年間立て続けに予備日となっております、今年度はどうか分からないのですけれども、よろしく願いいたします。
以上です。

岡田教育長 説明が終了しました。御意見・御質問等はございますでしょうか。

間野委員 大変素晴らしいプログラムだと思います。56回目ということで、長く続いているということも素晴らしいことなのですが、プログラム、進行を見ますと、「フィールド内の芝生には絶対に入るな」と、これは私が教育委員になってからずっと言い続けているのですけれども、これはなぜでしょうか。

和内特別支援教育相談課長 三ツ沢の芝生はサッカーなどでも使うということで、フィールドを使う以外には、養生のために入ってはいけないと言われております。

間野委員 では、何のための芝生なのかということですよ。Jリーグの試合をやるための芝生ではなくて、タックスペイヤーとして本当は子供たちがそういうものにきちんと触れる、そういうためにつくっているのに、僕は本末転倒だと思うのです。日産スタジアムも同じことがあって、小学校の合同体育祭で、まだ暑い中、みんなトラックに座らされて、芝生に入れないという。これは、僕はおかしいと思います。是非芝生の上で、裸足で何かできるぐらいの、そういうプログラムを考えていく、芝生ありきではなくて、やはり子供たちを中心に考えていくべきではないかと思っておりますので、そこは是非本当に見直してほしいと思います。設置者であり、管理者である市が、なぜそれができないのかというのは、私は本当に分からないのです。今日、所管課のお二人に言ってもしょうがないことかもしれないけれども、強く要望します。

岡田教育長 では、改めて教育委員会でも要望が出たことを管理者にしっかりと伝えていきましょう。

今田委員 その関連で、新横浜は少し利用できるようになったのでしょうか。

長谷川指導部長 開会式の子供たちが行進してくるときだけですけれども、芝生の中を通れるようになりました。

岡田教育長 旗手だけですよ。

長谷川指導部長 旗手だけです。全員ではありませんでした。

今田委員 これはやはり、総合教育会議もできて、オール横浜で子供を育てようという格好になって、今までは管理する人たちの管理の思いもあるのでしょうかけれども、今おっしゃったように、それは少し変えていくという感じでやらないと、もうずっとこの話は、ここで言ってもですが、一遍またここで専門家に言っていただきたい。是非教育長、よろしく願いします。

岡田教育長	<p>オール横浜でやれるように、しっかり伝えていきたいと思います。どうぞ。</p>
西川委員	<p>昨年も参加させていただいたのですが、昨年はパラリンピアン鈴木さんが子供たちの前であそこまで御自分の足を「こういうことで、こうだ」と、競技も見せてくれて、「そばに来ていいよ」という、皆さん苦勞なさってあそこまで立派にできることは、すごく子供たちにとって勇気になったと思うのです。ですから、こどもスポーツ基金ですか、こちらの体育協会の方に本当に感謝を申し上げますが、是非また、どんどんいろいろなところでチャンスを作ってあげてほしいと思います。よろしく願いいたします。</p>
岡田教育長	<p>どうぞ。</p>
今田委員	<p>言葉として、「超絶」というのは、僕は「限界突破」は分かるのですが、「超絶勝利」というのは、パワフルにやろうということなのですか。</p>
和内特別支援教育相談課長	<p>こちらのスローガンですけれども、子供たちから公募しておりまして、プログラムには「橘中学校作」と書いてございます。子供たちのゲームとか、いろいろなアニメなどでよく使われる表現のようです。超絶、非常に絶対的、さらにそれを突き詰めるということだと思っておりますけれども、確かに我々は余り使わない言葉だと思っておりますが、今年度はそのようになっております。</p>
岡田教育長	<p>よろしいでしょうか。 ほかに御意見・御質問がなければ、次に「平成26年度「暴力行為」・「不登校」の状況調査結果について」、所管課から報告いたします。</p>
伊東健康教育・人権教育担当部長	<p>担当部長の伊東です。 16日に、昨年度の児童生徒の問題行動等に関する調査結果が文科省から発表されております。小学生の暴力行為が増えたということで、各紙にも大きく取り上げられておりました。本市について言いますと、暴力行為は減少しておりますが、そのことなども含めまして、本市分の結果について、報告をさせていただきます。</p>
山川人権教育・児童生徒課長	<p>人権教育・児童生徒課長の山川でございます。それでは、よろしく願いいたします。 お手元にあります「暴力行為」・「不登校」の状況調査結果の資料に基づき、横浜市の状況について、報告させていただきます。今回の調査は、毎年文部科学省が行っております「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の横浜の子供たちの状況について報告させていただきます。 まず1番の暴力行為の発生状況でございますが、横浜市は3700件、前年比438件の減少でございます。今回は、小中学校ともに減少ということで、昨年度小学校・中学校ともに増加、特に小学校は急増しましたが、本年度は小学校が288件、中学校が150件の減少となっております。暴力行為の発生状況は、小学校においては減少しており、これは22年度から配置しております児童支援専任教諭が26年度に全校配置されたことを受け、組織的に暴力行為の早期発見、状況把握、そして早期対応、再発防止等に一定の成果を上げ、減少したのではないかと考えていま</p>

す。また、中学校においても、生徒間暴力及び器物破損について、減少しています。

3番目でございますが、特定の児童生徒が暴力を繰り返すことで暴力行為の件数が増えている傾向にあります。やはり特定の子供たちが繰り返すということについてしっかりした対応が必要と考えています。

1ページめくっていただきまして、暴力行為について、少し詳しいところを説明させていただきます。参考資料の2ページをお開きください。黒い四角の1番目、2番目につきましては、今説明させていただいたとおりでございますが、特に、小学校の暴力行為の2番目の中黒、対教師暴力については、181件で前年に比べて196件と大幅に減少しております。これは、暴力行為を繰り返す児童に対して、学校による暴力を許さないという毅然とした指導が組織的に行われたこと、児童の特性を十分理解した関わりを児童支援専任教諭が中心となって、全教職員で取り組んだこと、また家庭や関係機関等との連携が促進されたこと、こういう中で再発防止につながったことが要因の1つではないかと考えております。

それから、3番目に、「特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す傾向にあります」が、これにつきましては、加害児童生徒1人当たりの暴力件数は小学校で1.29件、中学校全体で1.38件ということで、1人当たりの件数が1件を超えていると、つまり1人のお子さんが繰り返して暴力を起こす傾向というのが、依然として見られています。そういう中で、10件以上の暴力行為が報告されている小学校では1.36件、中学校では1.45件と特定の児童による暴力が繰り返されていることが暴力行為の増加につながっていることが見受けられることから、改めて外部機関との連携による再発防止の取組が一層必要であると考えております。

暴力行為の傾向でございますが、1つとして、自分の感情がコントロールできず、衝動的・突発的に暴力行為に至る例というのが多く見られています。自分の気持ちをうまく伝えることができない、自分の気持ちをしっかり表現できないなど、コミュニケーション能力の未熟さというのが伺えるところが暴力行為につながっているのではないかと考えられます。2番目として、些細なことから自尊心が傷つけられたと感じ、攻撃的になり、暴力行為に発展する例が、特に対教師暴力等には見られる傾向があります。

以上のような傾向でございますが、児童支援専任を中心とした専任の先生方の力量アップ、特に小中連携、幼保小連携の取組を進める中で、子供の状況把握にどう努めていくか、休み時間も含めて、子供たちの様子をどう見つめていきながら、些細なトラブルをしっかり把握して対応していくかということについては、徹底して取り組んでいるところでございます。また、暴力行為を繰り返させないよう、子供たちのためにも、先生方がどう対応するか、児童生徒指導の手引きが先生方のマニュアルになっておりますが、これをこの3月に改定しまして各学校に配る中で、そういった子供たちにどう対応していくのかということについても、先生方の周知徹底を図っているところでございます。専任を中心に体制作りが進んでいる中、さらにこの暴力行為についても取り組んでまいりたいと考えております。

最初のページに戻っていただきまして、続きまして不登校児童生徒の状況でございます。本市の不登校児童生徒の状況につきましては、小中合わせて3,728人、25年度も増加しましたが、2年連続して増加傾向にあります。26年度につきましては、前年度比317人の増という形になっております。小学校で2年連続して増加、26年度は1120人ということで、久しぶりに1000人を超える不登校児童生徒数になっております。出現率につきましても、25年度が0.53%、26年度が0.61%ということで、出現率も上がっております。中学校では、6年ぶりに増加してお

り、185人増ということになっております。出現率につきましても、25年度は2.97%であったものが、26年度は3.21%とやはり上昇傾向にあります。

ここ2年間で比べる中で、学校、そして保護者、関係機関等が協力していく中で、一人ひとりの子供たちに支援をした結果、改善が見られた、あるいは登校できるようになった、こういった子供たちの割合は、25年度が65.2%なのに対して、26年度は68.8%ということで、改善率は向上しているということを踏まえていくと、少しずつではありますが、取り組んでいる支援の効果は上がっていると見て取ることができるかと思えます。

下の3点でございますが、児童支援専任、生徒指導専任教諭のコーディネーター、各学校の中心となって取り組んでいることによって、欠席、頭が痛い、お腹が痛いと言って休み始めるお子さんも数多くいるわけですが、そういった欠席者一人ひとりに対してきめ細かな対応をした結果、特に週1日程度、30日から59日くらい休む児童生徒のうち、病気であったり、あるいはその他と、このその他というカウントにつきましては、基本的に病気で不登校なのか、なかなかその理由が1つにしっかり確認できないものですが、こういった子供たちの理由がしっかり不登校という認識にとらえたことが増加の要因の一つと考えられるのではないかと考えています。

もう一つ不登校のきっかけとして、毎年、本人の不安に関わる情緒的な問題、そして無気力さ、こういった本人に関わる問題がきっかけとして挙げられているところではございますが、それに加え、26年度の調査の中では、親子関係など、家庭に関わる要因が増えていると、そういう意味では改めて保護者を含めた関係機関との連携が一層に必要ではないかと考えているところでございます。

3番目は、先ほどお話しさせていただきました児童支援、生徒指導専任教諭を中心としたチームによる支援、カウンセラー等による相談体制の充実、関係機関との連携が、改善率の向上に効果を上げていると言えるのではないかと考えています。

詳しくは参考資料の3ページを開けていただければと思います。一番上に長期欠席者の24年度からの数字が出ております。不登校を含む長期欠席者の合計人数も24年、25年、26年と2年間増加をしております。不登校が増加していく中、病気、その他の理由による欠席者の数は年々減少傾向にあります。児童支援専任教諭を小学校に配置し、中学校の専任とともに子供の休んでいる状況を一人ひとり丁寧に把握したことが、今まではっきりしなかったものを不登校ではないかという形でしっかり学校がとらえ、その支援をしていくということは非常に重要であり、不登校というとらえ方は大切なものではないかと考えています。

それから、下の四角の1番でございますが、30日から89日欠席した児童生徒数が全体の44.6%になっています。表の上から3段目の欠席日数別の表を見ていただくと分かる通り、実は30日から59日、週1日から1.5日くらい休んでいる子供たちが、26年度の状況を見ても、出現率、数ともに増加しています。

また、60日から89日もかなりの数になりますが、不登校児童生徒のうち59日までの部分、それから60日から89日、これを合わせたものが全体の44.6%にあたっているということを考えますと、不登校の初期段階、あるいは短い欠席の時間の中で、どう対応していくかということが課題となっていることがこの数字からも見えてくるかと思っているところでございます。

また、その下でございますが、新たに不登校となった児童生徒数が不登校全体の43.6%ということを見ると、やはり新たに不登校を出さない、どういう取組を学校でしていくかということも必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

4ページを開けていただければと思いますが、(2)番、きっかけでございます。先ほどお話しさせていただいたとおり、本人の情緒的混乱、そして無気力、これに続いて友人関係、学業不振と続きますが、やはり親子関係の19.1%が、表にありますとおり、年々増加している傾向にあり、保護者、家庭等としっかりした連携が必要になってくることを示しているのではないかと考えております。

(3)番は相談指導を受けた機関で、一人ひとりのお子さんに対する支援として、いろいろな形で関係機関とつながりながら支援をしており、合計の欄を見ていただきますと、24年、25年、26年と数が増加していて、やはり関係機関との広がりも登校支援の充実、あるいは効果につながっているところで、これをコーディネートしていく児童支援専任教諭の存在の大きさが改めて見えるかと。特に表の9番、カウンセラーにつきましては、最も高い数値を表しているというところをみても、カウンセラーを中心とした相談体制の充実は今後も必要になってくるのではないかと考えています。

最後、5ページになります。指導の結果、登校できるようになった子供たちの効果があった取組でございますが、小学校の中に家庭訪問であったり、電話をかけたりというところは常に出ているところではございますけれども、③に「保護者の協力を得て家族関係や家庭生活の改善を図った」ということが挙げられております。やはり先ほどの親子関係の部分も含めて、保護者との協力がいかに必要かということが、特に小学校の場合には顕著に現れているところでございます。

中学校につきましては、4番、「教師との触れ合いを多くする」など、教師との関係を改善したことが26年度、効果に挙げられてきています。いわゆる未然防止という中で、どう授業を含めて教師が子供たちと信頼関係を作って関わっていくかということが一つ見えてきたと考えています。

状況と課題でございますが、不登校児童生徒のうち、週1回程度欠席する、30日から59日欠席した児童生徒が最も多くなっている状況を踏まえ、児童支援、生徒指導専任教諭を中心とした一人ひとりに応じたチーム支援など、不登校の初期対応をきめ細かに行うことの大切さと、その行ったことが連続して長期に休む子供たちを減らしていくというところでいえば、改めて取り組んでいかななくてはならないと考えているところでございます。

また、週1日程度欠席する児童生徒が昨年に比べて増加したことから、この週1日程度の子供たちの状況をさらに細かく分析して、初期対応、あるいは新たに不登校を出さない未然防止に一層取り組んでいく必要があるという課題を感じているところでございます。

小中学校ともに過去の欠席状況、学習状況を踏まえ、予防的な取組や、登校支援アプローチプラン、これは一人ひとりの不登校の子供たちに対して、今までどのような支援がなされ、どういう状況で、どう保護者と関わっているかという、そういった内容を作っているものでございますが、これを有効に活用して、計画的に、そしてチームで取り組んでいくことを今後も続けてまいりたいと考えております。特に本年度、不登校につきましては、児童支援専任、生徒指導専任を中心に、3日休んだらとにかく家庭訪問をし、チームで支援をしていこう、その中心に児童支援専任がいるのだということを徹底して、今その取組を進めているところでございます。昨年度数が多かった学校も、着実に改善の方向に向かっているというところを踏まえて、取組を今後も続けていきたいと思っております。

それから、保護者、家庭、親子関係という問題も出てきておりました。3月に保護者へのパンフレットを改めて是非参考にしていただきたいということで、児童支援専任を中心に配付させていただいて、今後の取組に生かしているところでございます。

長くなって申し訳ございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長 説明が終了いたしました。御質問・御意見等ございましたら、お願いいたします。

間野委員 大変お疲れさまです。質問なのですが、この出現率というのは他都市と比べて、あるいは日本全国と比べて、高いのか、低いのか、どうなのでしょう。

岡田教育長 どちらの出現率ですか。

間野委員 不登校です。

山川人権教育・児童生徒課長 不登校についての出現率でございますが、26年度の0.61%、それから中学校における3.21%は、小中学校ともに全国的には高い数値になっております。例えば、小学校でいうと、全国的には、0.6%を超えているところは、数は少ないです。中学校におきましても、大体3%にいかないところが全国の数字かと思いません。

間野委員 大都市の特性もあると思うので、他の大都市と比べてどうですか。例えば、川崎や神戸や、あるいは大阪。

山川人権教育・児童生徒課長 近いところでいいますと、川崎、相模原等に比べますと、不登校の出現率につきましてはそれほど大きな違いはありません。大阪とかに比べると、ほぼ同じくらいだと思います。

間野委員 ありがとうございます。

今田委員 この調査、大変詳しく調べてもらったのですが、このように客観的にデータを集めて、それへの対応が少し優しく書いてあるのですね、「このように考えられます」という形で。この結果から分かることから、対応策としてやるべきこととこのをしっかりやっていくというのがどこかに、ある意味での決意というか、それがあつた方がやはりこれからのために生かしていける話なのではないかと思えます。だから、どこかにそれぞれの持つ要因みたいなものがあるわけでしょうが、それにしっかり対応していくということが、是非言うべきことではないかというのが1点。

それから、あと、これは3ページのところで不登校児童生徒数で理由別長期欠席者数というところで、病気と経済的理由不登校というのは、これは細かく違いがあるのですか。細か過ぎることかなと、ちょっと気になったのと、それからあともう一つ、これは4ページのところで、不登校となったきっかけと考えられる状況ということで、複数回答可とあって、細かく分析するのも大事だけれども、大きな傾向を見る時にどうなのかというのもあって、学校に関わる状況という格好で、1番から8番までこのように分けるのが確かに処方箋を出すには必要なのかもしれませんが、ちょっと多過ぎるか。

これは私の勝手な感想だから「そんなことはない、現場ではこれだけ必要だ」ということなのかもしれませんが、家庭に関わる状況というのも、いろいろ3つあって、本当に親子関係を巡る問題、それからあと経済的な問題みたいなもの

も、今のこの世の中で、この間、総合教育会議でも申し上げたのですけれども、不登校が増えている中で、やはり家庭の、特に小学生の場合に、家庭の経済的な要因みたいなもので増えてきているものもあるはずですが、そうすると、最初のページのところで書いている親子関係などの家庭に関わる要因、婉曲的に書かれたのでしようけれども、それはそれでいいのですが、今の世相を反映するようなものが出てきているのだとすると、それへの対応はなかなか教育委員会だけではできません。いろいろなところと連携していかなければいけません。そういう意味でいくと、そういう面からどのように家庭に関わる状況というのを見ていくかというの、問いかけの仕方がなかなか難しいのですが、この辺のところは少し工夫をすると、またいいのかと。

私も答えがあるわけではなくて、だから、世の中の動きの中にこういうものが、やはり敏感に反映するものが出てきているだろうから、それを少し的確に、大都市特有のものもあるかもしれないし、とらえていくことによって、やはりできるだけ不登校をなくしていくというのはまさしく健全な市民の育成につながる話だから、極めて大切なことだろうと思うし、是非いろいろな知恵をまた巡らせて、頑張っていたいただければと思います。分かったような、分からないような話でしたが、よろしくをお願いします。

山川人権教育・児童生徒課長

本当にありがとうございました。今の最初の部分で、今田委員から御指摘がありました。やはりこういう結果を受けてどう対応するのか、どうやっていくのかということが非常に重要なことだと考えておりますし、先ほども少し中身はお話しさせていただきましたけれども、しっかり具体的に学校がどういうふうに取り組んでいくことが必要なのだ、その課題はここなのだということを明確にして発信できるようにやっていきたいと考えております。特に専任教諭を中心とした体制作りであったり、その中でどう学校が具体的に取り組むかということについて、今後もしっかり発信ができるようにしていきたいと思っております。

それから、長期欠席者の理由についてなのですが、経済的理由というのは、例えば家計が苦しくて、教育費が出せない、あるいは家計が苦しい状況の中で、児童生徒と一緒に働いていて学校に行けないと、こういった事由の中で、いわゆる学校に来られないと、こういったものを経済的理由に挙げると国では定義しております。

それから、その他についてですが、これは病気なのか不登校なのか、どうも理由がはっきりできない、こういった場合にはその他に入ってきます。例えば居所不明であったり、あるいは外国籍のお子さんで国に帰ってしまったと、こういった場合についても、その他に入ってくる形になっております。

それから、3点目の親子関係を巡る問題の中で、家庭、そして保護者との連携のことでございますが、なかなか学校現場も家庭に入っていくという難しさが現在ある中で、やはり学校が専任を中心に、保護者の方とやり取りする中で、区役所の福祉的な部門であったり、児童相談所であったり、こういったことの連携をやはり今後より一層進めていく必要があるだろうと思っております。そういう中で、今年度各区1名体制にしましたスクールソーシャルワーカーの有効な活用がこれから求められてくると思っておりますし、そこを是非大事に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

齋藤教育次長

補足して説明したいと思うのですが、先ほど理由別長期欠席者についての説明がありましたけれども、資料の3ページの上の(1)のところですか。これは毎年

5月1日に文部科学省が行っている学校基本調査の調査項目です。この中で、長期欠席者の理由として、病気なのか、経済的なのか、不登校なのか、その他なのかというような回答になっているのです。したがって、これは経済的理由とここで書いているのは、不登校の理由ということではないのです。ということで、誤解されるような説明だったと思いますので、そこだけ訂正させていただこうと思います。

それからもう一点、4ページの(2)の不登校となったきっかけと考えられる状況ですけれども、この調査項目も文部科学省が、学校がどのように認識していますかということで、調査項目自体、文部科学省がずっとこの項目で調査しています。これで経年変化を追いかけているものですから、この内容については横浜市が独自にやったものではないということで考えていただければ、分かりやすいかと思います。特に家庭の状況に関しては、思春期になって親子関係で不登校になると現場が考えることが多いのですが、その大半はお父さんとお母さんが別れてしまうというような状態になったとき、これは本当に無気力な、アパシーな状態になって、不登校になるという、そういうケースがかなりあります。そういうものも背景にあるということで御理解いただければと思います。

以上です。

坂本委員

1点感想というか意見と、2点質問をお聞きします。

まず1点目は、こういうものを見ますと、日頃の御苦労というか、いろいろな努力があつて、少しずつ改善するものは改善しているし、まだその先いろいろ問題があるということがよく分かりますけれども、この調査については大変貴重な調査だと思います。ただ、今田委員もおっしゃったように、大体役所の場合は、調査をするとそれで終わり、後でフォローされていくと言っているから、これはそうではないのですけれども、調査が大体5ぐらいで、その後課題が3ぐらい出てきて何かやるのですが、フォローがほとんどないのです。ですから、やはり必ず調査をしたら、そこから課題を見つけて対策を立てて、それをフォローすると。そして、そのことを次の調査の結果に1年遅れで入れて報告できるような、そういうふうを考えていくと、調査も生きてくるのではないかと思います。

それで、そういうことから考えて、私は大変貴重な調査と申し上げたのですが、特に小学校において児童支援専任教諭の方たちの努力で率が下がったというのは大変好ましいことだと思います。

それからもう一つ、調査をするときに「不登校のほかに病気その他の理由でとらえていた欠席者を不登校と認識した」と、私はこれもとてもいいことだと思うのです。大体こういう問題は、調べる側が枠を作ってはめられる問題ではないのです。病気と本人や家族が言っても、その心の中には心の病気があったり、仮にお腹の病気であっても、それにはストレスがあったり。だから、そういう分けられるものではないのを今まで病気と分けて、そこだけ楽をしていたというか、変な言い方ですが、そういうことがあったように思うので、今回一緒にして全部よく見ていくというのは、大変良い改革だと私は思います。ですから、調査でもそういうふうには継続性はありますけれども、思い切って変えた方がいいことは変えていった方がいいと思います。

あと2つ、質問です。1つは中学校において、依然としてまだ余り改善が見られていないのですが、器物破損についてはかなり減少したということになっています。そこで出てくるのが、こういう器物破損なんかをするのは、下のほうに書いてあるように、いらいらしたり感情がうまく制御できなくて起こるのだと思う

のですけれども、器物破損が減った原因が何とか損害弁済システムと、余りにもその間に距離があるので、どうしてそういうシステムで、お金で解消するという事で、そういう行為が少なくなるのか、ここの関係を教えていただきたいというのが1点です。それから、もし仮に説明されたとしても、こういう書き方は、私はちょっと心ないと思うのです。やはりもう少し心の問題に触れて書かれた方がいいかと思います。それは後で説明してください。

それから、もう一つ、4ページの不登校です。私が申し上げるのは不登校のことばかりです。不登校のきっかけとなった考えられる状況とあるのですけれども、これは先ほど次長のお話で、横浜市が設計したわけではなくて、文部科学省が設計したと思うのですが、私はこの設計はちょっと問題があると思うのです。というのは、不安など情緒的混乱とか無気力というのは、その人の状態なのです。それから、親子関係とかいじめとかというのは、受けた心の傷なのですよね。心の傷があるから状態ができるのです。無気力というのが最初からぼんと生まれてきたわけではなくて、親子関係が悪くていろいろやっているうちに、だんだん「もういや」という感じになって無気力になったり、それから情緒不安定になったりするのですね。それを1つのジャンルに、調査する方の都合だと思えますけれども、並列に書いてしまって、もっと大変なことは、不安など情緒的混乱と、それから無気力の比率が圧倒的に多いのですよ。その部分を何ら分析しない、これは別問題だとしてしまって、しようがないとして、対策で先ほどお話が出ていたように、親子関係とか、それから学業不振とか、友人関係、これを幾らゼロにしても、ゼロにならないのです。というのは、半分以上が無気力、情緒不安定ですから、本当に対策をして何とかしようという気持ちで設計すれば、こういう設計には、少なくとも自分はしないと思いますので、その辺は文部科学省の設計で上の言うことは変えられないのならしようがないのですけれども、読むときにこれはこれで別問題だというふうに枠外に置かないで、この中にいろいろなきっかけがあると、それをもっと深く見分けていこうという、少なくとも洞察力の努力だけはしていただきたいと思います。

その2点です。

山川人権教育・児童生徒課長

ありがとうございました。1点目の器物破損についてでございますが、基本的には学校の中で物を大切にすることと指導していく、継続して子供たちに語っていくということとはとても大切なことだと思うのです。ただ、やはり子供たちであっても、自分が例えば物を壊してしまった、あるいは傷付けてしまったということに対しては、やはりきちんとした責任を果たす必要があるのだと、これは学校でも、社会に出ても同じなのだ、そういう意味で意義をきちんと説明した上で、いわゆる弁済システムというのを保護者の方の理解のもとで活用しています。それは子供たちの責任というところでいうと、意味があることかと思えます。ただ、先生のおっしゃるとおり、やはり子供たちに物の大切さというのを日頃からどう伝えるかということ大切に考えていきたいと思っていますし、それは各学校でもやってくれていると思っています。

それから、2点目の不登校のきっかけでございますが、本当に自分の言い方が良くなかったと今反省していますが、基本的には今までもずっとこの不登校という問題については、本人の情緒的混乱というところ、それから無気力、つまり本人の気持ちの問題というのは非常に大きいのだということはずっと言われてきています。ですから、不登校を支援していく一番の原点は何かというと、いわゆる自尊心をどう子供たちに与えていくのか、あるいは自己有用感というのをどんなふう子供たちに伝えていくのかということがこの不登校、あるいは登校支援

の一番原点だと考えて、私たちも、あるいは各校も取り組んでいるところだと思います。いかに一つ一つの子供たちの取組を、大人がそこに関わる中で、自尊感情を与える関わり方ができるか、あるいは子供が活躍する場をどう作っていくのか、そういった取組がここにつながっていくのだということ、その土台にあるのだということ、これからも大事にして取り組んでいきたいと考えています。

坂本委員

ありがとうございました。お気持ちはよく分かりました。ただ、器物破損の弁済をするのは親なのですよね。子供がおこづかいから払うわけでも多分ないでしょうし、そういうことを強制する親もいるかもしれませんが。そうすると、何で聞いたかという、親が被害を受けたから、子供に「あなた、こんなことをしたらお母さん、お父さんがお金を払わないといけないから」というようなことのきっかけがあって、親が子供に「そんなことをしてはだめですよ」ということを言い聞かせたという、そういうルートがあってではないかと思うのです。単に物を大切にしろということだけで分かる子なら、とっくにやっていますよね。ですから、もう少しお金に関して親がどう感じて、家の中でどういうやり取りがあって、それが子供にどう伝わって、子供がやりたい感情の発作も抑えて、やらないところまでいったのかということは、とても大事なことだと思うのです。それは教育委員会の中で、そんな細かいことはやっていられませんけれども、実際に対応する人が、このシステムによってよくなったと思われてしまっただけは、私は大変恐ろしいことだと思うので、その辺はどこか心の隅にかけておいていただきたいと思います。

それから、もう一つ、先ほど感情の不安定と無気力については、カウンセリングするときの焦点の当て方が違うとおっしゃったのですけれども、カウンセリングはどんなにその人がプライドを失っていても、やる気を失っていても、その理由が分からないときは、やる気を持たせるいろいろな方法はたくさんあります、心理的には心理学、だけど、それは使えないのです。ですから、そういう意味ではこの部分も原因が何だったかと、何にきっかけを、端を発したかということは、少なくとも分析ができるように、全体調査では無理だと思いますけれども、例えば個別例でもいいので、こういう中にはやはり親子関係に帰するものがあるとか、やはりいじめがきっかけだったものが幾つか見られるとか、そういう分析をしないと、やはり心の問題というのは、こういう調査で統計を取るのは大変入り組んでいて難しいのですよね。ですから、その裏とか深みを是非御担当の方には見ていただきたいと思います。

先ほどお答えいただいたので、これ以上質問のお答えはいりませんけれども、お願いします。

岡田教育長

ほかには。

西川委員

すみません。文部科学省の調査という形で見せていただきました。本当に暴力行為については減ったということで、これは大きなことだと思います。ここに至るまでには、先ほどからお話がございましたが、いろいろな手当を委員会としてして下さったことが、効果が上がっている1つではないかと思います。ただ、中身を見るとまだまだ多いですね。学校数に対してみては多い気がするのですが、もっと中を見ると、1人、特定の子が複数起こしている場合もあるというお話も伺いました。子供の対応について、大変だと思うのですけれども、原因というのはなかなか分からないこともあるのですが、些細なことだと思うのです。ですから、子供と向き合って話をできるような先生の取組だとか、そういうものが日頃

からあるといいと考えます。1回転がってしまうと、次から次へと暴力は重なってしまいます。だけど、本当は子供はやりたくないと思っていますので、その辺、なぜやるのかというところを考えて聞いてあげるといいと思いました。

それから、不登校については、すごく私は心配していることなのです。横浜が実際どうかというのがすごく知りたかったところだったのですが、先ほど言いましたように、スクールソーシャルワーカーだとか、いろいろなところで、カウンセラー、あるいは相談員、いろいろと手当をしてもらっているのですが、私は基本はやはり担任、1人の担任が、自分のクラスの子供がどういうふうな状況にいるのか、どうして今日はこういう顔をしているのかという表情を読み取れる、そういうところから始まらなければ、幾ら表から「スクールカウンセラーです」と入ってもらっても難しいのではないかと、これは基本なのです。ですから、担任の先生だけではないですが、チームで学年とかの中でやりながら今日の変化が、「何かおかしい」とかいう話題を出していくと、初期対応ができると感じております。重なってしまうと、1週間休んでしまうと、なかなかもう子供も「これでいいのだ」と思ってしまいますので、本当に暴力行為と合わせて、生徒指導は本当に初期対応が一番大事だと考えております。

間野先生から御質問があったときに、全国的に高いということですので、すごく心配です。では具体的にどういうふうにしたらいいのかという、参考になるかは分かりませんが、一つは小学校の児童、それから中学校を見ても、小1ギャップ、それから中1ギャップが一つあると思うのです。

それからもう一つは長期の休み、特に夏休みは長いですね。夏休みといえども、中学校で部活があったり、先生方と接触したり、友達と接触したりする機会がある子供が多いのですが、一番私を感じていたことがあって、やってみたら成功した例があるのですが、夏休みの後半、先生方も負担にならない程度に、宿題ができないと学校に来たくなくなってしまうのですよね。子供たちというのは真面目なのです。だから、一つでも、少しでもできていないと学校に行けない、行きたくない。「みんなから言われてしまうのではないか」という思いもすごくあるのです。これは児童生徒にすごくあるような気がするのです。先生方も教材研究をしなければいけないし、夏休み帳を点検したりとか、子供の様子も知った方が良くということで、始まる前の1週間を学校に子供を寄せて、宿題を一緒に見てあげるとか、それから子供の話を聞いてあげるといったような1週間を設けたら、すごく効果があったのです。夏休みが明けてのお休みがなくなってしまうということがあったのです。ですから、ちょっとした工夫、そこでやらなかったことで後で手こずるよりも、ちょっと手を出してあげて子供に寄り添って、子供と話したり、宿題をちょっと見てあげることでスムーズに学校に来られてしまうということを経験しました。参考になるかどうかは分かりません。

それからもう一つ、学生さん、ボランティアの方がいらっしゃいますよね。アシスタントティーチャー。先生方だけではなくて、オール横浜という形でどこの大学でも構わないのですけれども、アシスタントティーチャーも一緒になって夏休みの宿題を見せようとか、あるいは採用試験に受かっている人で少し学校に興味を持ってやってみたいという人がいたら学校に入って、子供たちとやってみよう、520校ですから、520人ぐらいいればいいのですよね。全部ではないと思うのですけれども、その程度はいらっしゃるのではないかと思うので、そういうことも一つ併せてできるのかと感じました。ですから、小1ギャップ、中1ギャップ、長い休みの後の登校の仕方についてうまくすると、すつと行ってしまう場合

があるかと私は感じていました。

それから、5ページのところの「中学校の教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係が改善した」とありますよね。これはすごく大事なことです。教師と向き合う時間を確保するという話がまさにこれだと思うので、是非向き合うというのは、ただ向き合っていればいいということではないのですが、そういうたぐいのものをいろいろ考えて、「うちのクラスではこうしたらいいかな」、「うちの学校としてはこんな取組かな」、「横浜市としてはこんなことをやったらいいのではないかな」と考えると、いろいろとアイデアが出てくるのではないかと思います。私は、あてがいではなくて、やはり自分たちで行動を起こさなければだめだと思っています。

もう一つ、最後なのですが、子供は絶対に変わりたいのです。伸びたい、勉強したい、分かりたい。これは本当にどの子にもあるということで、学校に行けなくなると勉強が分からなくなってしまう、またそれがどんどんたまって負の連鎖で行けなくなってしまうということがありますので、早いうちに手当をすることがすごく大事だと私は思っております。

以上です。

岡田教育長

質問、どうぞ。

長島委員

先ほど保護者対応でパンフレットを配布しているとおっしゃいましたけれども、これは全保護者にではなく、そういう子供を抱えてしまった保護者に配付されて、相談窓口であるとか、「こういうふうに対応するといいいよ」というパンフレットでしょうか。

山川人権教育・児童生徒課長

保護者のパンフレットにつきましては、基本的には全保護者に配るものではありません。学校現場を通じてそういった子供たち、特に不登校の子供たち、不安を抱えている子供たちにどんなふうに関わっていったらいいかということをもとめたものでございますので、学校に改めて3月に確認をさせていただいて、今後そういった状況の保護者があったときにはそれを活用しながら、保護者の支援として御利用くださいという形で、学校にお配りしているものでございます。

長島委員

学校判断で保護者に「これを読んでください」という形で配られていると。気付く大人がたくさんいることが大事かと、今委員の方々のお話の中にもあるのですけれども、小学校であればはまっ子であるとか、子供を見ている大人というのはたくさんいると思うのですね。そのはまっ子の先生にはかなり放課後の長い時間、授業では見せない違う顔を見せていて、知っていることがたくさんあります。では、それをきちんと学校と連携しているのかと思うことがあるのです。連携しているだろうと信じているのですけれども、やはりその辺の、はまっ子の先生の大人としての気付きにきちんと対応しているかというところも大事なところで、やはりはまっ子の制度がある以上、こちらの立場ではそれもきちんとどういう立場でやっていかなければいけないか、気付いたことをどういうふうに大きなことにならないようにつなげていかなければいけないかというような、はまっ子やキッズに限らずなのですが、そういうことがやはりいわゆる大人側の気付きをどうしていくかということをも更にもっときちんと連携できるようにしていただければいいと思います。

岡田教育長

いろいろ御意見をいただきました。この調査は傾向調査ではありません。状況の文部科学省への報告と同じです。したがって、この子供たち一人ひとりには、現場できちんと対応されていなければいけないし、対応しているはずだと信じています。学校の指導は教育事務所できちんとやっているはずですので、事務所の所長さんからこの件に関して何か御意見があれば、遠慮なく今どうぞ、手を挙げて教えていただくと、私たちみんな安心しますので、お願いします。

上條東部学校
教育事務所長

東部の上條でございます。今教育長からもお話をいただいたので、500を超える学校があると、それぞれの学校でいろいろな状況があると思います。ただ、不登校になるというのは、3日休んだから不登校とか、30日休んだから不登校とかではないと思うのです。先ほど話題にもなっていた、いろいろな実態がある中でどれを不登校ととらえるかというのもあると思います。まず何かあったとき、これは不登校だけではなく、暴力行為もそうだと思います。何かあったときに学校が最初に初期対応をどう取るかによって違うと思います。その初期対応は、本当に子供に寄り添って対応しております。実際に時間も考えずにと言ったら変ですけども、保護者の方が来ればそれに対応もしますし、夜中に電話が入れば学校に駆けつけます。1つのケースを挙げてというのなかなか難しいのですが、それぞれの学校が子供に寄り添いながら保護者とのやり取りをしたり、家庭的なことがもしあったとしたら、地域の方、例えば民生委員の方であったり、児童主任であったり、先ほど長島委員からもお話がありましたように、昔は地域や町で見えていたと思うのです。それがだんだん孤立していく家庭もある中で、ここ何年かはまたちょっと地域で見たりしてきているかと思っています。まず初期対応、学校がつかんだときの対応を丁寧にやるように、事務所は支援をしています。直接指導が入る場合もございます。

取り留めのない話で申し訳ないのですが、現場の初期対応は丁寧に、いろいろなケースがあつてこじれることもゼロではありませんが、不登校の子供たち、それから暴力行為等があつたときには、一つ一つ丁寧に取り組んでいるというのを御理解いただけたらと思います。長くなってすみません。

岡田教育長

状況の報告ですから、数字として報告した子供たちにはきちんと学校現場で、あるいは事務所のサポートを受けて対応しているということでよろしいでしょうか。

上條東部学校
教育事務所長

はい。そういうふうに考えていただけたらと思います。

岡田教育長

ありがとうございます。ほかには何か、これだけは言っておきたいという、これは本当に子供たちのことですので、もしありましたら遠慮なく、所長さんたち、どうぞ前に出てきて発言を。よろしいですか。

それでは、いろいろ御意見をいただきましたので、しっかりと対応していきたいと思います。

それでは、ほかになれば、次に請願等報告として、8月22日から9月9日付で受け付け、各委員に配付しております教科書採択に関する要望書について、事務局から説明いたします。

古橋総務課長

総務課長の古橋でございます。それでは説明させていただきます。

皆様のお手元の要望書等、受理番号の89、90、92、93、94につきましては、先

月 8 月 5 日に横浜市教育委員会により行われた横浜市立学校使用教科書の採択手続に関する要望書となっております。これらはいずれも教育長に委任する事務等に関する規則に基づき、教育委員会により指定された請願と陳情であります。教育長に専決させる請願及び陳情として回答させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

岡田教育長

ただいま事務局から説明のありました受理番号89、90、92、93、94の要望書について、何か御意見等はございますでしょうか。

特に御意見がなければ、報告のとおり対応させていただきます。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第20号議案「学校運営協議会委員の任命について」から教委第25号議案「教職員の人事について」までは人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第20号議案から教委第25号議案までは、非公開といたします。議事日程に従い、教委第19号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」、所管課から説明いたします。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川です。

では、教委第19号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」、御審議をよろしくお願いいたします。

ページをおめくりいただいて裏面、提案理由でございます。横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、すみれが丘小学校ほか1校を、学校運営協議会を設置する学校として指定したいためでございます。

右側3ページを御覧ください。指定する学校名ですけれども、すみれが丘小学校、本郷台小学校です。指定日は平成27年10月1日で、平成30年3月31日までの指定になります。今回の設置により、累計で127校108協議会の設置になります。

では、それぞれの学校の内容につきましては、課長から説明を申し上げます。

三宅指導企画課長

指導企画課長の三宅でございます。

はじめに、すみれが丘小学校の学校運営協議会の設置について、特徴的なところを取り上げて御説明申し上げます。ページをおめくりいただき、4ページを御覧いただければと思います。すみれが丘小学校でございますが、校長は藤城守校長です。学校教育目標は、「みんな友だち、進んで学ぶ元気な子」を掲げております。

次に、2の設置のねらいを説明いたします。4年前に学援隊を発足したころから、保護者や地域の方々による自主的な学校への支援活動が活発になり、学校が保護者や地域の方々から様々な協力・支援を受けることができるようになってまいりました。また、地域住民の高齢化が進む一方、保護者を中心とした若い世代が地域行事を担うようになり、学校をコミュニティとして活用することで、地域の活性化に寄与できるという可能性が見えてきております。

そこで、学校運営協議会を設置し、学校、保護者、地域コミュニティが連携・協働することを通して、すみれが丘小学校の教育活動のより一層の充実を図るとともに、地域全体の活性化を図ることをねらいとしております。

続いて、5ページの5、学校運営協議会の組織を御覧ください。まず、運営組織についてでございますが、組織図にございますとおり、委員全員で連携し、様々な課題について協議を行えるように、あえて協議会内を課題別に分けていないのが特徴になっております。また、連携協力組織である、すみれサポーターを設け、地域コーディネーターがつなぎ役を務め、学校運営を補佐していくことができるようになっております。

続いて、2校目の本郷台小学校でございます。7ページを御覧ください。校長は芳賀慈校長です。学校教育目標は、「友だちがすき 台小がすき このまちがすき」を掲げております。

2の設置のねらいでございます。7年前に学校地域コーディネーターが設置され、それ以来、災害活動、読書活動、体力向上、登下校の見守りなど、様々な教育活動に地域のボランティアの方々が関わってくださるようになった本郷台小学校ですが、学校運営協議会を設置することにより、ボランティアの方との更なる主体的な関わりを教育活動に取り入れ、町の子供を町ぐるみで育てる教育活動を担える学校として、進化・発展していくことをねらいとしております。

続いて、8ページの5、学校運営協議会の組織を御覧ください。まず、運営組織についてでございますが、組織図にございますとおり、4つの専門委員会と、それらと連携・協力する各専門部会が設けられております。

なお、両校の学校運営協議会の会則でございますが、これまでの設置校同様、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に沿った会則となっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。

坂本委員

質問ですけれども、すみれが丘小学校の運営協議会の設置のねらいというのを見ていて、これを見るだけでは非常にいいことで、学校に対する地域の協力もいただくと同時に、学校コミュニティとして活用すること、地域活性化に寄与できるということが書いてありましたね。これだけ読めば大変いいことだと私は思うのですが、10ページの横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に対する規則には、広範というのはないのですよね。第2条に趣旨というのがありますけれども、ここに書いてあることはもちろん「地域住民の信頼関係を深め」と書いてあるのですが、目的は一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むということで、一方的に学校の方を向いています。すみれが丘小学校の方はそうなっているのですかね、最初の方が非常に広く書かれていて、私は別に広くやることは悪いことではないと思うのですが、今そうでなくても学校が集中して児童のために何かやらなければいけないときに、この運営協議会の負担が分散するとか、趣旨が拡散しないようにやっていただきたいという感じがするのですね。学校が地域のためになるとか、活性化のうたい文句としてはいいですよ。だけど、実際に何かやれば、ちょっとその辺は違うのではないかと思います。本郷台小学校の方ですかね。どこかに「地域の活性化、コミュニティの中心として」というのがありましたね。

三宅指導企画
課長

「地域の活性化、コミュニティ」ということ言えば、すみれが丘小学校の設置のねらいの中には入っております。ただ、委員がおっしゃったように、そもそもこれは学校運営協議会で、学校のためにとということで、学校がよりよくなるた

めに地域を巻き込む、ただ学校がその地域のコミュニティ的な役割を双方が相乗効果として、これまでの積み重ねの中でやはりそこがこの学校の特徴としてうまくいきそうだということです。委員がおっしゃったように、当然先生方がそのこと、地域のために子供達よりも地域の方に時間を割いたり、負担がということは、学校長も考えておりませんし、地域も学校を支えるための地域でありたいという思いの中で、ちょっと書き方がそのようにとられるような書き方になってしまいましたけれども、そういったつもりでこのたびの学校運営協議会の設置ということをとらえております。

坂本委員

趣旨は私も分かって、決して悪いことではないと思うのですね。ただ、学校の先生たちの多忙化を聞いていますと、やはり地域への、コミュニティへの協力が、例えばお祭りとか、いろいろなイベントとか、これが意外と負担になっていることもあるのです。悪いことではないので、負担になっていても気持ちがあればしたらいいのですけれども、そこが微妙なところで、やはり地域というのが割に広くて、有力者もたくさんいますから、そういうことで、ちょっと先生方がマインドコントロールっておかしいですが、そうならないように、私はちょっとここは淡々と規則のように書いてもらえばいいのではないかという気がするのです。

今田委員

坂本先生、かなりそのことが前からずっと気になっておられるようなので、4ページのところなども、その地域のいろいろなことを話し合うきっかけとか、そういう意味で書いていて、僕が住んでいる団地などでも、隣近所は余り話ではできなかったけれども、子供ができたことによって、その学校を通じて、学校に子供が行くことによって、その会話の中で連携ができてくると。4ページのところで、「学校をコミュニティとして活用することで地域の活性化」というのは、学校を話のきっかけみたいにしてしているという、そういうとらえ方で理解をしているのです。だから、それはそれでやはり大切なことだし、危惧されるように、学校が一生懸命地域に対して積極的に連携を図っていかないといけないということは、それは地域防災事業などでも当然そういうこともあるし、その辺は余り危惧をしなくても、それは子供たちのために、学校のためにということで理解ができるのではないかと私は思っています。

坂本委員

おっしゃるとおりで、私はこのことが悪いことだなんて一つも、こういうふうになっていたらいいと思うのです。ただ、今の先生の状態を考えますと、夜中に何か起こると学校だけが連絡先だということで、子供のことでよ、学校に電話がかかってくるとか、先ほど前の方が話したように、夜中でもすっ飛んでいくとか、そういう状況にあるのですよね。そのこと自身は熱意ですから、ちっとも悪いことではないのです。だけど、そういうことが積もり積もって、先生の中にどんどん重なって、自分のミッションはそこまであるのだと、学校のミッションもそこまであるのだと、それに先生たちのパッションが加わって、どんどん重いものになっていくことだけを私は危惧しているのです。ですから、先生の気持ちというのは、本当に今、今田委員がおっしゃったように、そういうことだと思うのです。気持ちは気持ちで尊重しますけれども、これはあくまでも組織の規則ですから、規則は規則として合理的に、冷静に書くのがいいのではないかと私は思います。

この間、学校の定時退校ですか、あれも地元にも協力してほしいと、すぐ「学校、学校」と言ってこないでほしいということ、血のにじむような思いで、本

当に清水の舞台から飛びおりるつもりで通達というか、お願いを書いたばかりなのでですね。ですから、そういうことを考えると、こういうことを、ものすごく考えて、どうしてもうちはやりたいと言って書いてくださったのならいいのですが、世の中にあるように軽々しく美辞麗句で書かれると、その裏にあることをちょっと私は心配するのです。

三宅指導企画
課長

設置が目的ではなくて、設置した後が大事でございますので、今危惧されていることにつきましては、私どもも継続的に関わっていきたくて思っております。

岡田教育長

今の坂本委員の御発言は、設置のねらいの書き方のことをおっしゃっていると思うのですね。それで、真ん中の段落の違いが、「コミュニティとして活用することと、地域の活性化に寄与できるという可能性が見えてきた」、そこで「協議会を設置します」というのは違うのではないのですかと言っていて、これは多分言葉が足りなくて、「可能性が見えてきて、地域の活性化は子どもたちの育成に寄与して、学校支援に結びつく、だから」とならなければいけないので、少し言い方を整理して、本来の学校協議会の設置の目的に沿うように書くべきではないでしょうかという先生の御提案ですから、それはいい、だめという話ではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

坂本委員

字句の問題でごちゃごちゃ言っているという感じになるのは、私は非常に避けたいと思うのですが、ただ、やはり地元と学校という関係を考えてときには、やはり対等というか、冷静にしておいてあげたほうがやりやすいかというだけのことなのですね。だから、同じことをやるのですが、言葉だけを変えるとか、順序を変えればいいという、そういう気持ちではないのです。ですが、今、教育長がおっしゃったのは、そういうことも考えての御提案だと思いますから、後はもうお任せしますけれども、書いておいて、作っておいて、やるときにはきちんと見ますと、これはあてにならないのですよ。だから、そういう意味で、なるべく先生の立場を楽にして、生徒に向き合う時間を多くして、その分はみんなで協力して、むしろ学校を助けるような形でやってもらいたいと思ったものですから。すみません、余計なことだったかもしれません。

岡田教育長

失礼しました。字句の訂正だけを提案したわけではないのですけれども。

坂本委員

分かります。教育長の意味は分かります。

岡田教育長

ただ、今田委員から御指摘があったように、学校運営協議会をつくって、学校がしっかり機能していくことが結果としてその地域を良くしていくということもまた事実ですので、その主眼をしっかりとらえて設置のねらいを書いたなら、そこは尊重すべきだという御意見も当然だと思います。単なる字句の整理ということではなく、今田委員からの御指摘も大事にしながら、本来の設置目的のところも見て、少し整理をして、学校と調整して、そういう意見がありましたということはしっかり伝えて、本末転倒にならないように。そして、深い将来を見据えた位置付けはしっかり見通してということでもよろしく願います。

三宅指導企画
課長

貴重な御意見ありがとうございました。

坂本委員 教育長のおっしゃること、ありがとうございます。私が言ったのは、こういういいこと、とてもいいことなのですから、いいことだからといって、軽々しく文字だけで書かないでくださいと、それだけのことなのです。今、教育長がおっしゃったのはごもっともだと思いますから、お任せいたします。ありがとうございました。

岡田教育長 ほかに何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、ほかに御意見等がなければ、教委第19号議案につきましては、原案のとおり承認していただいてよろしいでしょうか。原案のところは、きちんと修正して、その上で承認いただくということでよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、承認させていただきます。
以上で、公開案件の審議が終了いたしました。その他委員の皆様から何か御意見・御提案はよろしいでしょうか。
それでは、事務局から報告をお願いします。

古橋総務課長 報告させていただきます。
次回の教育委員会定例会は、10月2日、金曜日の午前10時から開催する予定ですので、どうぞよろしくお願いたします。
以上です。

岡田教育長 それでは、次回の教育委員会定例会は10月2日、金曜日の午前10時から開会する予定です。別途、通知しますので御確認ください。
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席をお願いします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第20号議案「学校運営協議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第21号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第22号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第23号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第24号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第25号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。
これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時6分]